地域猫活動について

更新日:2023年05月30日

地域猫活動とは

地域住民が主体となり、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施し繁殖を抑制するとともに、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理し、地域環境保全の視点で「暮らしやすい街づくり」活動として取り組むことです。

活動内容

猫の不妊手術を行う。

猫は年に2~3回、1回に4~6頭の子猫を出産するといわれています。

生まれた子猫も生後半年で出産するようになります。

適切なエサやり

エサは時間と場所を決めて、必要な量だけ与えてください。

置き工サ(エサの放置)はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片付けてください。

トイレの設置・ふんの清掃

決められた場所に猫のトイレを設置し、ふんの回収・清掃を行ってください。

トイレ以外の場所でふんをした場合は、回収・清掃を行い周辺の良好な生活環境を維持してください。

地域住民の理解を得る。

地域猫活動の実施には、地域住民の理解が必要です。

理解のないまま一方的に活動すると、「無責任なエサやりをしているのではないか」「捕まえて虐待しているのではないか」と誤解され、トラブルの原因になります。

そうならないためにも、まず地域住民に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で活動を行う必要があります。

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR(Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

<u>公益財団法人どうぶつ基金のホームページへ</u>

この記事に関するお問い合わせ先

市民環境部 生活環境課 環境保全係 電話: 0749-30-6116 ファックス: 0749-27-0395 メールフォームからお問合せする